学校伝染病に係わる登園に関する意見書

| 下記の疾患に罹患したため、学校保健 | 法施行规 | 則第: | 20 条に | こもとづき獲 | 養を指示していましたが、伝染 |
|--------------------|------|-----|-------|--------|----------------|
| のおそれがきわめて少なくなったので、 | 令和 | 年 | 月 | 月 | 以降の登園が可能であると判 |
| 断しました。 | | | | | |

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

| クラス | | 氏 | |
|-----|---|---|--|
| 年 齢 | 歳 | 名 | |

- 1. 麻しん(はしか)
- 2. 風しん
- 3. 水痘(みずぼうそう)
- 4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- 5. 百日咳
- 6. 咽頭結膜熱 (プール熱)
- 7. 結核
- 8. インフルエンザ

- 9. 腸管出血性大腸菌感染症
- 10. 流行性角結膜炎
- 11. 急性出血性結膜炎
- 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連菌感染症)
- 13. 感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)
- 14. アデノウイルス咽頭炎(アデノウイルス感染症)
- 15. その他の伝染病

(病名)

○ その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が 望ましい疾患すべてが対象となります。

令和 年 月 日

医療機関:

診察医師:

医療機関へお願い

和泉市内の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)